

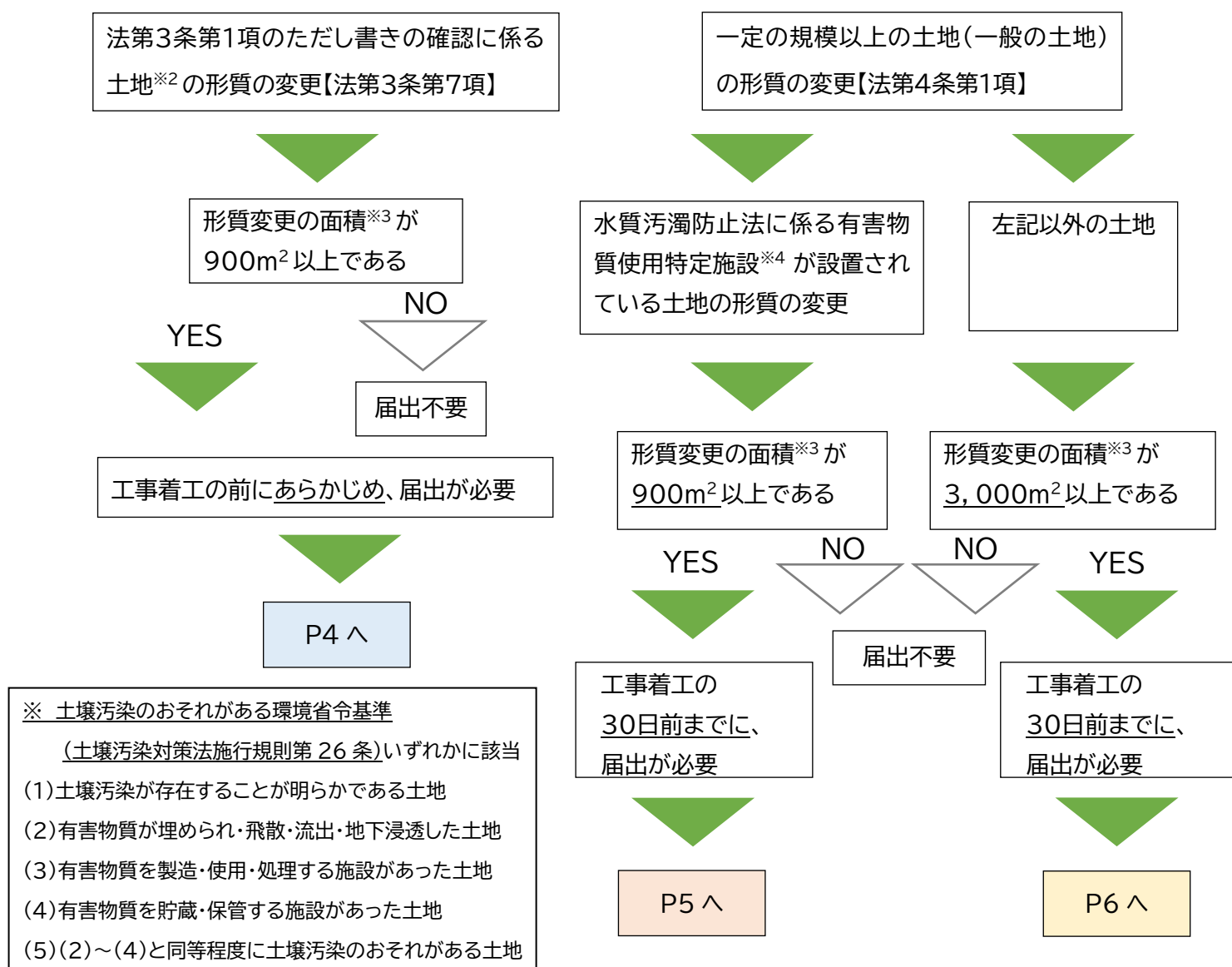
土壤汚染対策法に規定する一定の規模以上の土地の形質の変更届出要領 (法第3条第7項・第4条第1項関係)

一定の規模以上の土地の形質の変更を行う際には、事前に届出が必要^{※1}です。下記のフロー図のとおり、該当する届出の種類ごとに、本要領に従って手続きを進めてください。

なお、届出審査の結果、その土地が土壤汚染のおそれがあるとする環境省令の基準[※]に該当する場合は、土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の実施及び報告の命令が発出されます。

この場合、工事着工が遅れることが考えられますのでご注意ください。

また、本届出の審査が終わるまでは、土地の形質の変更に着手しないでください。



※1 P2の①～⑥に該当する行為の場合は届出を行う必要はありません。

※2 現在、一時的に土壤汚染状況調査の実施が免除された土地(有害物質使用特定施設の使用廃止)

※3 「掘削」及び「盛土」の合計の面積

※4 土壤汚染対策法で規定される特定有害物質に限る

届出対象外となるもの

- ① 次の a～c の条件全てに当てはまる行為
 - a. 土壌を形質の変更の対象となる区域外へ搬出しないこと。
 - b. 土壌の飛散又は流出を伴わない土地の形質の変更であること。
 - c. 土地の形質の変更に係る部分の深さ(最大掘削深度)が50cm未満であること。
- ② 農業を営むために通常行われる行為で、土壌を区域外へ搬出しないもの。
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壌を区域外へ搬出しないもの。
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更。
- ⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為。
- ⑥ 土地の形質の変更が盛土のみである場合(原地盤を一切掘削しない)

掘削と盛土を行う面積が900㎡若しくは3,000㎡以上である。

- ・事業面積全体ではなく、掘削と盛土の面積の合計です。
- ・飛び地であっても1事業分を合計します。
- ・ここでの掘削と盛土には高さ・深さの要件はありません。

NO



届出対象外

YES



(1)土壌を土地の形質変更の区域外へ持ち出す工事である。

(2)土壌の飛散・流出を伴う工事である。

- ・土壌の巻き上げ、雨による流出のおそれがある工事

(3)事業全体で掘削の深さが一部でも 50 cm以上である。

- ・深さは鉛直方向の深さとします。
- ・地表面のアスファルト・コンクリート・砕石等の厚さを含みますが、当該構造物のみを掘削し、原地盤の形質が変更されない場合は、該当しません。

NO



届出対象外

(1)、(2)、(3)の
いずれにも該当しない

YES



(1)、(2)、(3)のいずれかに該当

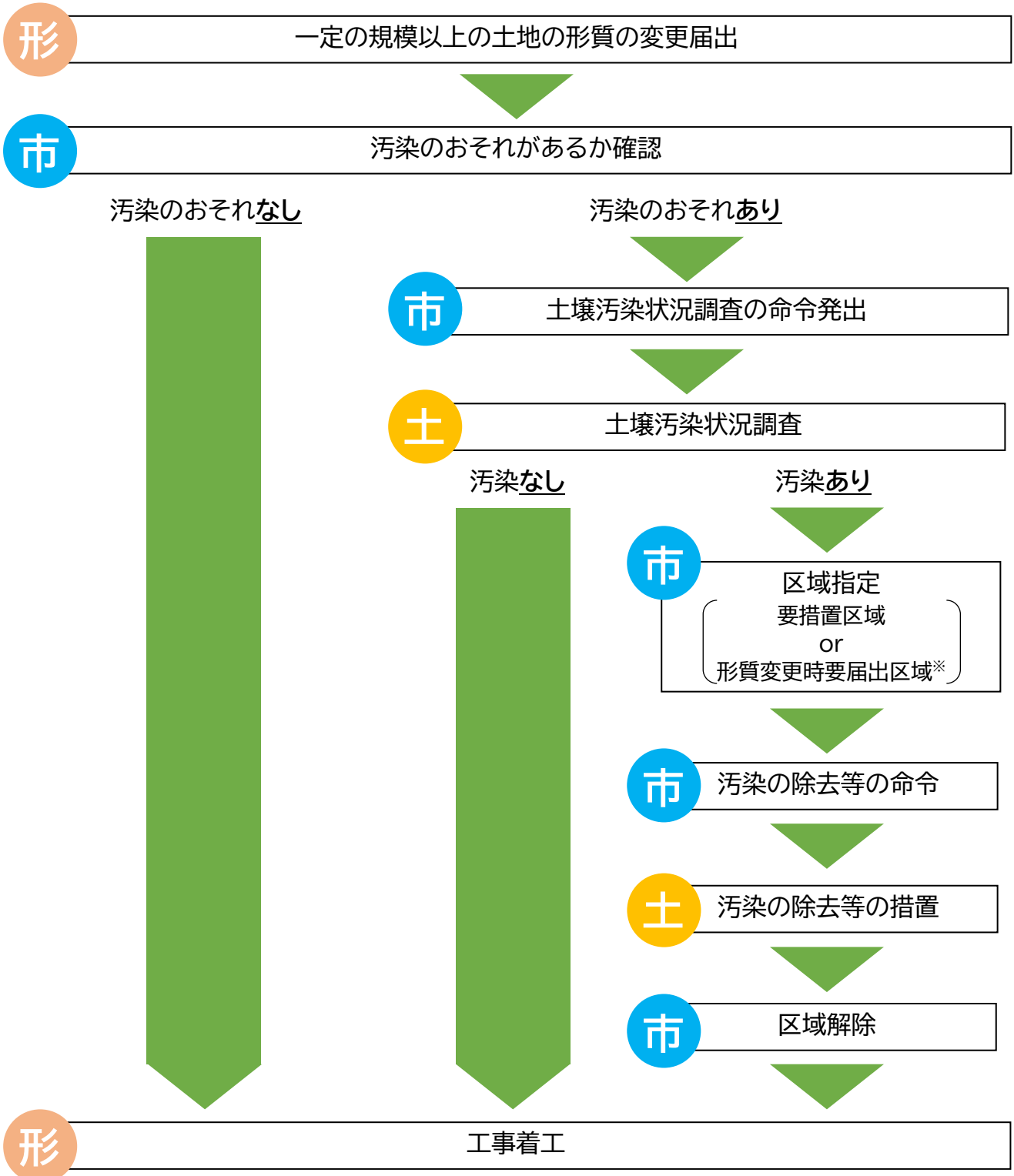
届出対象

手続きの流れ

形 : 形質変更実施者

市 : 熊本市

土 : 土地所有者等



※形質変更時要届出区域の場合、土壤汚染対策法第 12 条の届出を提出することで、形質の変更が可能。(区域外への土壤の搬出がある場合は、第 16 条の届出も必要。)

1

法第3条第1項のただし書きの確認に係る土地の形質の変更

◆届出について

法第3条第7項の規定により、現在土壤汚染状況調査を一時的に免除された工場・事業場等における土地(法第3条第1項ただし書きの確認に係る土地※)において、900m²以上の土地の形質の変更を行おうとする者は、あらかじめ、届出が必要です。

※当該土地に該当する事業場等については、本市ホームページに掲載しておりますが、ご不明な場合は、水保全課に確認してください。

◆届出の義務者

法第3条第1項のただし書きの確認に係る土地の所有者等

◆届出書類

(1)提出書類の一覧 書類は①～④の順番で綴じてください。

なお、添付書類については、P10,11を確認してください。

チェック欄	1 届出書
☐	① 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(様式第6) ※記入例 P7
チェック欄	2 添付資料
☐	② 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした「位置図」、「平面図」、「立面図」及び「断面図」(工事の図面等でも可) 平面図には掘削又は盛土の範囲を、断面図には最大掘削深さを示すこと
☐	③ 土地の登記事項証明書の写しなど土地所有者が確認できるもの
☐	④ 公図(字図)の写し(公図をもとに作成したものでも可) 公図(字図)の中に土地の形質の変更の範囲を示すこと

(2)提出部数

正本・副本の2部(1部は審査後に返却します。)

(3)その他

- ・ ③登記事項証明書及び④公図は、現在の状況が記載されたものを提出してください。

◆届出の時期

あらかじめ(調査や行政手続き等に相当の期間を要することを想定して、土地の形質の変更の予定日より十分前に届出を行ってください。)

本届出の審査が終わるまでは、土地の形質の変更に着手しないでください。

◆届出について

法第4条第1項の規定により、水質汚濁防止法に係る有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場※において、900m²以上の土地の形質の変更を行おうとする者は、工事の着手前の30日前までに届出が必要です。

※当該土地に該当する事業場等については、本市ホームページに掲載しておりますが、ご不明な場合は、水保全課に確認してください。

◆届出の義務者

施工に関する計画の内容を決定する者（開発業者・工事発注者等のその施工に関する計画の内容を決定する者）

◆届出書類

(1)提出書類の一覧 書類は①～⑤の順番で綴じてください。

なお、添付書類については、P10,11を確認してください。

チェック欄	1 届出書
☐	① 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(様式第6) ※記入例 P8
チェック欄	2 添付資料
☐	② 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした「位置図」、「平面図」、「立面図」及び「断面図」(工事の図面等でも可) 平面図には掘削又は盛土の範囲を、断面図には最大掘削深さを示すこと
☐	③ 土地の登記事項証明書の写しなど土地所有者が確認できるもの なお、登記事項証明書等における土地所有者と実際の土地所有者が異なる場合は、実際の土地所有者からの同意書(参考:土地の形質変更実施同意書)など土地所有者等の所在が明らかとなる書面を添付してください。
☐	④ 公図(字図)の写し(公図をもとに作成したものでも可) 字図の中に土地の形質の変更の範囲を示すこと
☐	⑤ 土地の利用履歴(任意・様式自由)

(2)提出部数

正本・副本の2部(1部は審査後に返却します。)

(3)その他

- ・ ③登記事項証明書及び④公図は、現在の状況が記載されたものを提出してください。

◆届出の時期

土地の形質の変更に着手する日の30日前まで(「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含まない。)

本届出の審査が終わるまでは、土地の形質の変更に着手しないでください。

◆届出について

法第4条第1項の規定により、3,000m²以上の土地の形質の変更を行おうとする者は、工事の着手前の30日前までに届出が必要です。

◆届出の義務者

施工に関する計画の内容を決定する者(開発業者・工事発注者等のその施工に関する計画の内容を決定する者)

◆届出書類

(1)提出書類の一覧 書類は①～⑤の順番で綴じてください。

なお、添付書類については、P10,11を確認してください。

チェック欄	1 届出書
☐	① 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(様式第6) ※記入例 P9
チェック欄	2 添付資料
☐	② 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした「位置図」、「平面図」、「立面図」及び「断面図」(工事の図面等でも可) 平面図には掘削又は盛土の範囲を、断面図には最大掘削深さを示すこと
☐	③ 土地の登記事項証明書の写しなど土地所有者が確認できるもの なお、登記事項証明書等における土地所有者と実際の土地所有者が異なる場合は、実際の土地所有者からの同意書(参考:土地の形質変更実施同意書)など土地所有者等の所在が明らかとなる書面を添付してください。
☐	④ 公図(字図)の写し(公図をもとに作成したものでも可) 字図の中に土地の形質の変更の範囲を示すこと
☐	⑤ 土地の利用履歴(任意・様式自由)

(2)提出部数

正本・副本の2部(1部は審査後に返却します。)

(3)その他

- ・ ③登記事項証明書及び④公図は、現在の状況が記載されたものを提出してください。

◆届出の時期

土地の形質の変更に着手する日の30日前まで(「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含まない)

本届出の審査が終わるまでは、土地の形質の変更に着手しないでください。

<記入例1>

①法3条ただし書きの
確認に係る土地

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

熊本市長 宛

3条ただし書きの確認に係る
土地の所有者等

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名不要な条項は削除ください。

第3条第7項
第4条第1項
 土壤汚染対策法
 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	熊本市〇区〇丁目〇番、〇番の一部 別紙のとおり（筆数が多い場合）	
土地の形質の変更の場所	別図のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	〇〇㎡（掘削〇㎡ 盛土〇㎡） 最大深さ 〇〇m	
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の名称	〇〇工場
	工場又は事業場の敷地で あった土地の所在地	熊本市〇区〇〇
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又は 事業場の敷地において 法第4条第1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定施設が 設置されている工場又は 事業場の名称	届出事項に該当しないため、 斜線により消してください。
	有害物質使用特定施設の 種類	
	有害物質使用特定施設の 設置場所	
	特定有害物質の種類	

工事図面等を添付
図面上で掘削・盛土及び
深さの範囲を明らかにして
ください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

届出担当者	
連絡先	

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

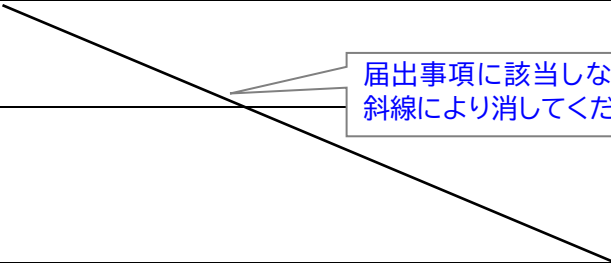
熊本市長 宛

施工内容を決定する者
(開発業者や施工発注業者など)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

不要な条項は削除ください。

第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	熊本市〇区〇〇丁目〇番、〇番の一部 別紙のとおり（筆数が多い場合）	
土地の形質の変更の場所	別図のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	〇〇㎡（掘削〇㎡ 盛土〇㎡） 最大深さ 〇m	
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	 届出事項に該当しない 斜線により消してください。
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	〇〇工場
	有害物質使用特定施設の種類	（例）65 酸又はアルカリによる表面処理施設
	有害物質使用特定施設の設置場所	別図のとおり
	特定有害物質の種類	（例）シアン化合物

届出担当者	
連絡先	

<記入例3>

③1、2以外の土地
(一般の土地)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

熊本市長 宛

施工内容を決定する者
(開発業者や施工発注業者など)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

不要な条項は削除ください。

第3条第7項
第4条第1項
土壤汚染対策法 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	熊本市〇区〇〇丁目〇番、〇番の一部 別紙のとおり (筆数が多い場合)	
土地の形質の変更の場所	別図のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	〇〇㎡ (掘削〇㎡ 盛土 最大深さ 〇m)	
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項の 規定による土地の 形質の変更をする 場合	工場又は事業場の名称	届出事項に該当しないため、 斜線により消してください。
	工場又は事業場の敷地で あった土地の所在地	
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地 において法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定施設が 設置されている工場又は 事業場の名称	
	有害物質使用特定施設の 種類	
	有害物質使用特定施設の 設置場所	
	特定有害物質の種類	

工事図面等を添付
図面上で掘削・盛土及び
深さの範囲を明らかにして
ください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

届出担当者	
連絡先	

別紙 土地の利用履歴

「熊本市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号」の利用履歴

<資料記載例3

年月日	内容	備考
～昭和 30 年	農用地として利用	
昭和 30 年 4 月	金属製品製造工場(〇〇株)稼動開始	メッキに六価クロム使用
昭和 63 年 5 月 1 日	土地の一部にガソリンスタンド(〇〇株)〇〇給油所)を設営	
平成 4 年 11 月 1 日	ガソリンスタンドに自動式車両洗淨施設を設置	
平成 5 年 12 月 6 日	当該土地と隣接する土地でトリクロロエチレン製造工場(〇〇株)稼動開始	
平成 10 年 4 月 1 日	ガソリンスタンド閉鎖	
平成 25 年 4 月 1 日	金属製品製造工場(〇〇株)閉鎖	自主的な土壌調査実施
令和 2 年 4 月 1 日	マンション建設予定	

届出に関するQ&A

Q. 複数年にまたがる事業については、どのように扱うか。

A.

- ・ 複数年にまたがる事業についても、「〇〇店建設工事」や「〇〇線道路建設工事」など同一事業計画や目的の下で行われる場合には一つの事業とみなします。

Q. 届出対象となる掘削とは、何 cm 以上掘削する場合をいうのか。

A.

- ・ まず、掘削と盛土の合計面積を算出しますが、その際掘削の深さ・盛土の高さの規定はありません。掘削と盛土の合計面積が 3,000 m²以上である場合で、かつ事業全体の中で掘削の深さが一部でも 50cm 以上である場合は、届出対象となります。ただし、道路等でアスファルト部分のみを掘削し、原地盤の形質が変更されない場合は届出対象外です。
- ・ 舗装も形質変更(盛土)の届出の規模の面積に含めます。

Q. 掘削と盛土の範囲が重複する場合はどちらの面積として届出をするのか。

A.

- ・ 重複する範囲において、掘削を先に行う場合は掘削範囲として扱ってください。
- ・ 盛土を先に行う場合は、その後の掘削深度が現在の地盤高より深くなる場合は掘削範囲、浅くなる場合は盛土範囲として扱ってください。

Q. 熊本市域外にまたがる事業は、どのように扱うのか。

A.

- ・ 熊本市域外にまたがる事業であっても一つの事業とみなし、3,000 m²以上などの届出要件に該当するのであれば届出が必要です。この場合、熊本県と熊本市にそれぞれ届出を行ってください。
- ・ 熊本市外は熊本県が、熊本市域は熊本市が、それぞれ調査命令発出の有無を審査します。

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

熊本市長 宛

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

第3条第7項
第4条第1項
土壌汚染対策法
の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		
土地の形質の変更の着手予定日		
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の名称	
	工場又は事業場の敷地で あった土地の所在地	
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又は 事業場の敷地において 法第4条第1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定施設が 設置されている工場又は 事業場の名称	
	有害物質使用特定施設の 種類	
	有害物質使用特定施設の 設置場所	
	特定有害物質の種類	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

届出担当者	
連絡先	

(参考様式)

土地形質変更実施同意書

年 月 日

(形質変更実施者)

様

(土地所有者)

住所

氏名

印

私は、次のとおり私が所有する土地の形質の変更を行うことに同意します。

土地の形質の変更の 対象となる土地の所 在地（地番）	
土地の形質の変更の 実施者	
土地の形質の変更の 着手予定日	年 月 日